

高知県社会貢献活動拠点センター運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県社会貢献活動拠点センター運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、高知県社会貢献活動推進支援条例（平成11年高知県条例第4号）に基づき、社会貢献活動団体、県民等の社会貢献活動の促進を図るため、社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下「補助事業者」という。）が設置する高知県社会貢献活動拠点センターの運営に要する経費に対して、予算の範囲内で補助する。

(補助率及び補助対象経費)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助限度額及び補助対象経費は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請手続)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは除く。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の決定には、次の各号に掲げる条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の各区分間の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の20パーセント以内の変更を除く。）又は補助事業の中止若しくは廃止をする場合は、事前に別記第2号様式による補助事業変更（中止・廃止）承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了後5年間保管しておかなければならぬこと。
- (4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならぬこと。
- (5) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならぬこと。
- (6) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (7) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者又は契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係

る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(概算払)

第7条 補助金は、知事が必要があると認めたときは、概算払をすることができるものとする。

2 前項の規定に基づき、補助金の概算請求をしようとするときは、別記第3号様式による概算払請求書によらなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書は、別記第4号様式により、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月15日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、第5条第6号ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第5条第6号ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第5号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

第9条 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

(グリーン購入)

第10条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年3月26日作成）に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第11条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成11年6月24日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金については、第6条第3号、第5号、第8条第3項、第9条及び第11条の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

附則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する

附則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

補助対象事業	補助限度額
高知県社会貢献活動拠点センター運営事業	予算の範囲内において知事が必要があると認める額
補助対象経費	人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金補助及び交付金

別表第2（第5条、6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。